

令和 7 年度

P T A 総会

令和 7 年 5 月 18 日 (日)

神森小学校 体育館

浦添市立神森小学校 P T A

# 令和7年度 神森小学校 P T A 定期総会

令和7年5月18日（日） 神森小学校 体育館

## 会 順

1. 開会のことば
2. 会長あいさつ
3. 議長団選出
4. 議 事
  - 第1号議案 令和6年度事業報告
  - 第2号議案 令和6年度決算報告
  - 第3号議案 令和6年度監査報告
  - 第4号議案 令和7年度PTA会長・監査員の承認（案）
  - 第5号議案 神森小学校PTA活動方針（案）
  - 第6号議案 令和7年度事業計画（案）
  - 第7号議案 令和7年度予算書（案）
5. 感謝状の贈呈
6. 校長あいさつ
7. 閉会のことば

# 第1号議案 令和6年度事業報告について

## 1. 各種会議の開催

### (1) 総会の開催

5月 19 日	定期総会	(事業・決算報告、事業計画・予算案等)
---------	------	---------------------

### (2) 評議員会の開催

4月 23 日	評議委員会	(事業・決算報告、事業計画・予算案等)
---------	-------	---------------------

### (3) 運営委員会の開催

月 日	開催場所	行事および会議名	会議内容
6月 11 日	PTA研修室	第1回運営委員会	PTA作業について
9月 10 日	PTA研修室	第2回運営委員会	校内童話・お話大会について
11月 12 日	PTA研修室	第3回運営委員会	神森っ子まつり、単位PTA親睦ソフトバレーボール大会について
1月 14 日	PTA研修室	第4回運営委員会	PTA会長公募の選考委員の承認について
3月 11 日	PTA研修室	第5回運営委員会	PTA会長公募の選考結果について

### (4) 新役員選考委員会の開催

1月 14 日	・3月 2日	2回行う
---------	--------	------

### (5) 三役会の開催

4月 16 日	・1回行う
---------	-------

### (6) 神森っ子まつり実行委員会の開催

8月 26 日	・9月 10 日、11月 12 日	3回行う
---------	-------------------	------

## 2. 各種研修会、会議、他への参加

### (1) 浦添市交通安全推進協議会総会への参加

4月 17 日	浦添市役所にて
---------	---------

### (2) 浦添市民憲章推進協議会総会への参加

4月 25 日	浦添市役所にて
---------	---------

### (3) 浦添市青少年健全育成市民会議定期総会への参加

4月 25 日	浦添市中央公民館にて
---------	------------

### (4) 浦添市PTA連合会理事会への参加

5月～3月	4回参加	浦添市中央公民館にて
-------	------	------------

### (5) 浦添市PTA連合会定期総会・歓送迎会への参加

5月 24 日	浦添市中央公民館にて
---------	------------

### (6) 浦添市PTA会長研修会への参加

6月 7 日、9月 6 日	浦添市中央公民館にて
---------------	------------

### (7) 浦添市PTA連合会専門部会への参加

7月～1月	3回参加	浦添市中央公民館にて
-------	------	------------

### (8) 浦添市学校保健会定期総会及び研究部研修会への参加

6月 6 日	浦添市中央公民館にて
--------	------------

### (9) 浦添市学力向上推進専門部会への参加

6月 25 日	浦添市役所にて
---------	---------

### (10) 社会を明るくする大会(社明大会)への参加

7月 2 日	てだこホールにて
--------	----------

### (11) 神森自治会「夏祭り」への参加

7月 27 日	神森自治会にて
---------	---------

### (12) 日本PTA全国研究大会川崎大会への参加

8月 23 日、 24 日	1 人参加
(13) 「十五夜まつり」への参加	
9月 17 日	勢理客自治会・内間自治会にて
(14) 浦添市童話・お話・意見発表大会事前学習会への参加への参加	
9月 17 日	浦添市中央公民館にて
(15) 那覇地区 P T A 研修会への参加	
9月 28 日	浦添市産業振興センター結の街にて
(16) 青少年を健やかに育てる浦添市民総決起大会への参加	
10月 3 日	てだこホール小ホール
(17) 浦添獅子舞フェスティバル	
10月 5 日	神森小学校体育館にて
(18) 浦添市小中学校童話・お話・意見発表大会への参加	
10月 11 日	浦添市中央公民館にて
(19) 沖縄県 P T A 研究大会国頭大会への参加	
1月 19 日	2 名参加
(20) 浦添市 P T A 研究大会及び授賞式への参加	
2月 22 日	浦添市中央公民館にて

### 3. 主な学年活動

	活動内容	実施日
1年	親子ミニ運動会	6月 2 日 (日)
2年	校区内危険箇所確認ナイトウォークラリー	2月 15 日 (土)
3年	校区内危険箇所確認ナイトウォークラリー	2月 15 日 (土)
4年	親子で星空観察会	11月 16 日 (土)
5年	校区内危険箇所確認ナイトウォークラリー	2月 15 日 (土)
6年	校区内危険箇所確認ナイトウォークラリー	2月 15 日 (土)
6年	卒業記念品として、卒業生保護者より運動会横断幕 1 枚、パイプ椅子 16 脚、卒業記念樹が学校へ寄贈になりました	3月
全学年	音楽発表会にて会場入り口の保護者誘導係	2月 2 日 (日)

### 4. 主な専門部活動

各部会活動は、保護者と学校が一体となり、児童の健やかな成長と安心な学校生活、安全な活動を行うための環境作りをする活動です。

	活動内容	実施日
総務部	運営委員会運営協力	通年
環境整備部	P T A 作業	6月 30 日 (日) 、 3月 2 日 (日)
教養部	校内童話お話大会の運営 朝の絵本読み聞かせ 学校活動用品（体育着・式服・給食エプロン）の回収・引き渡し 浦添市童話お話大会への審査委員	9月 12 日 (木) 7月～3月 通年 10月 11 日 (金)
生活指導部	朝の交通安全指導 夏休み 6 3 0 運動 神森中学校区夜間パトロールへの参加協力	通年 夏休み期間中 6月～2月、毎月第 3 金曜日
広報部	P T A 行事の写真撮影 広報紙の発行	通年 3月 2回発行

保健体育部	運動会への協力（駐車禁止の張り紙を貼り付け） 単位 P T A 親睦ソフトバレー大会への参加	10月19日（土）、20日（日） 12月14日（土）
-------	---------------------------------------------------	-------------------------------

5. 令和6年度表彰受賞者

{那覇地区P T A連合会長賞表彰} 個人の部 久手堅和子（前学年委員長）

{浦添市P T A連合会表彰} 個人の部 比嘉裕（P T A会長）、赤嶺和宣（P T A副会長）、砂川一弥（P T A副会長）、仲地静香（P T A副会長）

6. 第17回神森っ子まつり・・・11月23日（土）

7. 浦添市P T A連合会主催単位P T A親睦ソフトバレー大会（12月14日）にて、神森小学校P T A、敢闘賞受賞

## 第2号議案 (1)

### 令和6年度神森小学校PTA決算書

歳入総額	歳出合計	差引額
3,492,694	2,987,081	505,613

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

#### 歳入の部

項目	費目	予算額	決算額	差引額	説明
1 1	PTA会費	2,790,150	2,917,750	127,600	
2 1	補助金	0	0	0	
3 1	繰越金	523,101	523,101	0	前年度繰越金
4 1	寄付金	100	102	2	
5 1	雑収入	1	51,741	51,740	利息、県PTA連合会より安全普及啓発活動等助成金5万円
	<b>合計</b>	<b>3,313,352</b>	<b>3,492,694</b>	<b>179,342</b>	

#### 歳出の部

項目	費目	予算額	決算額	差引額	説明
1	<b>運営費</b>	<b>1,641,000</b>	<b>1,577,454</b>	<b>63,546</b>	
1	会議費	50,000	44,707	5,293	会議用茶菓子等
2	人件費	1,285,000	1,263,700	21,300	正副会長・監査員・事務の手当、事務健康診断料
3	需用費	100,000	77,525	22,475	事務用消耗品
4	交通通信費	65,000	50,242	14,758	電話代、切手代、PTA関係对外行事等交通費
5	涉外費	130,000	129,860	140	県外派遣激励金、PTA関係对外行事等
6	互助費	6,000	9,000	-3,000	香典 3000円×3世帯
7	雑費	5,000	2,420	2,580	振込手数料等
2	<b>事業費</b>	<b>861,000</b>	<b>639,256</b>	<b>221,744</b>	
1	総務部	10,000	8,484	1,516	総会感謝状贈呈者記念品
2	環境整備部	130,000	36,723	93,277	PTA作業用消耗品、刃物クリーナー購入、チェンソー修理
3	教養部	45,000	38,718	6,282	童話大会諸費用等、絵本購入代
4	広報部	130,000	128,700	1,300	PTA広報誌発行2回
5	保健体育部	35,000	12,861	22,139	単位PTA親睦ソフトバレーボール大会諸費用
6	生活指導部	10,000	6,500	3,500	朝の交通安全運動用消耗品、他
7	学級学年活動費	139,200	125,604	13,596	各学年レク代
8	研修派遣費	161,800	104,348	57,452	日本PTA研究大会川崎大会参加費、他
9	PTA傷害保険	110,000	88,168	21,832	傷害保険代
10	まつり活動費	90,000	89,150	850	神森っ子まつり
3	<b>分担金</b>	<b>239,551</b>	<b>229,014</b>	<b>10,537</b>	
1	分担金	239,551	229,014	10,537	浦P分担金、浦添学校保健会分担金等
4	<b>児童福祉費</b>	<b>500,000</b>	<b>497,158</b>	<b>2,842</b>	
1	児童福祉費	500,000	497,158	2,842	学校活動に伴う諸経費
5	<b>予備費・備品費</b>	<b>71,801</b>	<b>44,199</b>	<b>27,602</b>	
1	予備費・備品費	71,801	44,199	27,602	卒業生コサージュ代等
	<b>合計</b>	<b>3,313,352</b>	<b>2,987,081</b>	<b>326,271</b>	

## 第2号議案 (2)

### 令和6年度周年事業積立金決算書

収入総額	支出総額	差引残額
1,458,789	0	1,458,789

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

#### 収入の部

項目	費目	予算額	決算額	差引額	説明
1 1	積立金	507,300	530,500	23,200	
2 1	繰越金	927,651	927,651	0	
3 1	雑収入	4	638	634	利息等
4 1	寄付金	0	0	0	寄付金
	合計	1,434,955	1,458,789	23,834	

#### 支出の部

項目	費目	予算額	決算額	差引額	説明
1 1	周年事業行事費	0	0	0	周年事業
2 1	雑費	20,000	0	20,000	郵送料
	合計	20,000	0	20,000	

## 神森小学校 P T A 監査報告書

## 令和6年度 P T A 会計決算

1. 実施日及び場所 令和7年4月7日（月） 神森小学校

2. 収入及び支出の結果

監査項目	収入総額	支出総額	差引残高
1. P T A会費決算書	3,492,694	2,987,081	505,613
2. 周年事業積立金決算書	1,458,789	0	1,458,789

3. 監査の結果

上記決算について、令和7年4月7日（月）に監査いたしました。

記載、証憑、出納の整理もよく行われており、私たちは適正なる決算であることを認めます。

神森小学校 P T A 会長

比嘉 裕 殿

令和7年4月7日（月）

神森小学校 P T A 監査員

監査員 眞榮城 尚史

監査員 東江 秋人

監査員 田名正樹



第4号議案 令和7年度PTA会長・監査員の承認について（案）

役職	氏名	年組
会長	砂川一弥	6年1組
会計監査員	東江秋人	5年3組
会計監査員	田名正樹	5年1組
会計監査員	眞榮城尚史	職員

第5号議案 神森小学校PTA活動方針（案）

基本方針

児童の健全育成をめざし、保護者・教師・地域が互いに協力と  
信頼を深め、本校教育を推進すると共に家庭・地域社会における  
児童の生活指導・教育環境の整備充実に努めます。

重点目標

親子で交通ルール・マナーの徹底

努力目標

1. 生活リズムの確立（早寝・早起き・朝ごはん）の奨励
2. 家庭でのスマートフォン等利用のルール作りの奨励
3. てくてく運動の推進

## 第6号議案 令和7年度事業計画について（案）

### (1) 総会の開催

5月18日	定期総会 ・令和6年度決算報告、活動報告について ・令和7年度予算(案)、活動計画についての審議 ・その他
-------	----------------------------------------------------------------

必要に応じて、臨時に総会を開催する。

### (2) 運営委員会の開催

隔月第2火曜日	・各行事の取り組みについての調整や報告等を行う
---------	-------------------------

### (3) 三役会の開催

隔月第2火曜日	・各行事の取り組みについての調整や報告等を行う
---------	-------------------------

### (4) 各種研修会への参加派遣

	浦添市PTA、那覇地区PTA、日本PTA全国大会等への会員の派遣 ・日本PTA全国研究大会（石川大会）8月22日（金）・23日（土） ・那覇地区PTA研修大会 9月13日（土） ・沖縄県PTA研究大会（八重山大会）1月24日（土）・25日（日） ・浦添市PTA研究大会 2月14日（土）又は21日（土）
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### (5) 各専門部の活動計画

専門部活動	活動計画
環境整備部活動	PTA作業・校内美化一年2回～3回（6月、10月、3月） 中庭の池の整備
生活指導部活動	朝の交通安全指導 神森中夜間パトロールへの協力、630運動の広報活動 浦添市はたちの集い（成人式）パトロールへの参加 てだこまつり夜間パトロールへの参加 青少年を健やかに育てる浦添市民総決起大会への参加
教養部活動	朝の読み聞かせ運営 学校活動用品（体育着・式服・給食エプロン）の回収・引き渡し
総務部活動	総会、運営委員会等の準備・司会等の運営
保健体育部活動	11月8日（土）運動会準備、11月9日（日）運動会支援 12月20日（土）単位PTA親睦スポーツ大会支援
広報部活動	広報誌の発行（年2回） PTA活動写真撮影

### (6) 第18回神森っ子まつり・・・秋頃開催予定

### (7) 愛の声かけ運動（毎月12日）、家庭の日（毎月第3日曜日）、少年を守る日（毎月第3金曜日）、おきなわ地域教育の日（毎月第3土曜日）、CGG運動（12月第3日曜日）

## 第7号議案(1)

### 令和7年度神森小学校PTA予算書(案)

本年度予算	3,283,324 円
前年度予算	3,313,352 円
差引増減	▲ 30,028 円

自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

#### 歳入の部

項目	費目	本年度予算	前年度予算	増減	説明
1 1	PTA会費	2,777,610	2,790,150	▲ 12,540	443人×550円×12ヶ月×0.95
2 1	補助金	0	0	0	
3 1	繰越金	505,613	523,101	▲ 17,488	前年繰越金
4 1	寄付金	100	100	0	寄付
5 1	雑収入	1	1	0	利子
	合計	3,283,324	3,313,352	▲ 30,028	

#### 歳出の部

項目	費目	本年度予算	前年度予算	増減	説明
1	<b>運営費</b>	<b>1,622,000</b>	<b>1,641,000</b>	<b>▲ 19,000</b>	
1	会議費	50,000	50,000	0	運営委員会、選考委員会茶菓子代等
2	人件費	1,270,000	1,285,000	▲ 15,000	会長3万円、副会長1万5千円×7人、監査3千円×3人の役員手当、会計手当・健康診断料
3	需用費	90,000	100,000	▲ 10,000	コピー用紙、事務用消耗品
4	交通通信費	65,000	65,000	0	電話、切手、交通費
5	涉外費	130,000	130,000	0	児童県外派遣激励金、PTA関係対外行事等
6	互助費	12,000	6,000	6,000	香典
7	雑費	5,000	5,000	0	振込手数料等
2	<b>事業費</b>	<b>872,600</b>	<b>861,000</b>	<b>11,600</b>	
1	総務部	20,000	10,000	10,000	総会感謝状贈呈者記念品等
2	環境整備部	90,000	130,000	▲ 40,000	PTA作業、栽培材料費等
3	教養部	15,000	45,000	▲ 30,000	読み聞かせ絵本代
4	広報部	150,000	130,000	20,000	PTA広報誌発行費
5	保健体育部	20,000	35,000	▲ 15,000	運動会支援、単P親睦スポーツ大会支援等
6	生活指導部	10,000	10,000	0	交通安全指導備品の購入等
7	学級学年活動費	137,600	139,200	▲ 1,600	
(1)	学年活動費	24,000	24,000	0	4000円×6学年
(2)	学級活動費	113,600	115,200	▲ 1,600	200円×568人在校児童
8	研修派遣費	220,000	161,800	58,200	研究大会参加費(那覇地区、全国石川大会)
9	PTA傷害保険	110,000	110,000	0	傷害保険代、事務労災・雇用保険
10	まつり活動費	100,000	90,000	10,000	神森っ子地域交流まつり運営
		0	0	0	
3	<b>分担金</b>	<b>239,551</b>	<b>239,551</b>	<b>0</b>	
1	分担金	239,551	239,551	0	浦添市PTA連合会分担金、浦添市学校保健会分担金など
4	<b>児童福祉費</b>	<b>500,000</b>	<b>500,000</b>	<b>0</b>	
1	児童福祉費	500,000	500,000	0	学校活動に伴う補助(種、苗、土、肥料、感染症対策等)
5	<b>予備費/備品費</b>	<b>49,173</b>	<b>71,801</b>	<b>▲ 22,628</b>	
1	予備費・備品費	49,173	71,801	▲ 22,628	備品購入予定、卒業生コサージュ・花束代36,000円
		0	0	0	
		0	0	0	
		0	0	0	
	合計	3,283,324	3,313,352	▲ 30,028	

学年	組	児童数	学級活動 割当額
1	1	<b>30</b>	6,000
	2	<b>31</b>	6,200
	3	<b>31</b>	6,200
	4	<b>0</b>	0
2	1	<b>29</b>	5,800
	2	<b>30</b>	6,000
	3	<b>29</b>	5,800
	4	<b>0</b>	0
3	1	<b>33</b>	6,600
	2	<b>31</b>	6,200
	3	<b>32</b>	6,400
4	1	<b>32</b>	6,400
	2	<b>31</b>	6,200
	3	<b>32</b>	6,400
5	1	<b>30</b>	6,000
	2	<b>30</b>	6,000
	3	<b>30</b>	6,000
	4	<b>0</b>	0
6	1	<b>36</b>	7,200
	2	<b>35</b>	7,000
	3	<b>36</b>	7,200
	4	<b>0</b>	0
合 計		568	113,600

一人あたり200円 × 児童数

上記金額を各学級の活動費として割り当てます。  
 学年行事費については、学年委員長、学級役員で  
 相談のうえ、学級活動費より持ち寄ることになり  
 ます。

## 第7号議案 (2)

### 令和7年度周年事業積立金予算書(案)

収入総額	支出総額	差引残額
1,963,813	20,000	1,943,813

自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

#### 収入の部

項目	費目	本年度予算	前年度予算	差引額	説明
1 1	積立金	505,020	507,300	-2,280	443人×100円×12ヶ月×0.95
2 1	繰越金	1,458,789	927,651	531,138	前年度より繰越
3 1	雑収入	4	4	0	利息等
	合計	1,963,813	1,434,955	528,858	

#### 支出の部

項目	費目	本年度予算	前年度予算	差引額	説明
1 1	周年事業行事費	0	0	0	周年事業
2 1	雑費	20,000	20,000	0	郵送料
	合計	20,000	20,000	0	

## 感謝状贈呈者一覧

### 1. 赤嶺 和宣 様

平成28年度～平成30年度PTA副会長、令和元年～令和3年度PTA会長、令和4年度～令和7年度PTA副会長として、PTA活動の振興と児童の健全育成に貢献しました。

(推薦：神森小学校PTA)

### 2. 砂川 一弥 様

平成29年度、30年度環境整備部長、令和元年度～令和6年度PTA副会長として会長を補佐し、PTA活動の振興と児童の健全育成に貢献しました。

(推薦：神森小学校PTA)

令和7年度神森小学校PTA役員・監査員名簿

役職	氏名	学年
顧問	嘉陽 健	学校長
会長	砂川 一弥	6年
副会長	赤嶺 和宣	6年
	具志 憲人	4年
	島袋 陽平	5年
	金城 努	2年
	當真 智活	3年
	高島 なつえ	6年
	仲嶺 剛	1年
		年
	新里 康	教頭
	書記 川上 勇貴	教務
監査員	東江 秋人	5年
	田名 正樹	5年
	眞榮城 尚史	職員

令和7年度神森小学校PTA事務

	氏名	
PTA事務	大城めぐみ	会員

# PTA会則

# 神森小学校 P T A

## 浦添市立神森小学校 P T A 会則

### 第1章 総則

第 1条 本会は神森小学校 P T A と称し、事務所を神森小学校に置く。

### 第2章 目的及び活動

第 2条 本会は保護者と教師が協力して、家庭、学校、地域社会における児童の健全な成長をはかることを目的とする。

第 3条 本会は前条の目的を達成するために、次の活動をする。

1. 家庭、学校、地域社会における児童の福祉向上に関すること。
2. 学校及び地域社会における教育施設の充実促進に関すること。
3. 児童の健全な育成及び教育環境をよくすること。
4. 会員相互の親睦と資質に向ふること。
5. その他本会の目的達成に必要な活動。

### 第3章 方針

第 4条 本会は教育の本旨に基づき、民主的教育団体として、次の方針に従って活動する

1. 児童の教育ならびに福祉のために活動する。
2. 本会と主旨を同じくする他の団体及び機関と協力する。
3. 本会は特定の政党や宗教団体にかたよることなく、営利を目的とするような行為や活動は行わない。
4. 本会又は本会の役員名で公私の選挙候補者を推薦しない。
5. 本会は学校の人事その他管理には干渉しない。

### 第4章 会員

第 5条 本会は神森小学校に学ぶ児童の保護者（児童と生計を共にする）と本校に勤務する教職員をもって会員とする。

第 6条 本会の会員はすべて平等の権利と義務を有し、定められた会費を納めるものとする。

### 第5章 役員

第 7条 本会に次の役員をおく。

- (1) 顧問・・1名 (2) 会長・・1名 (3) 副会長・・複数名  
(4) 書記・・1名

第 8条 役員の選出は次の方法で行う。

1. 顧問は校長とする。
2. 会長は運営委員会において選出し、総会で承認を得る。
3. 書記は本校教諭をもってて会長が委嘱し、運営委員会の承認を得る。
4. 副会長（1名は教頭）は会長が委嘱し、運営委員会の承認を得る。

第 9条 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

補欠によって就任した場合は、前任者の残任期間とする。

第 10条 本会の役員は会計監査員をかねることはできない。

第 11条 本会の役員の任務は次の通りとする。

1. 顧問は学校長があたり、本会の企画運営について指導助言する。
2. 会長は本会を代表し会務を統括する。
3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、その任務を代行する。
4. 書記は本会の庶務を担当し、本会の各種会議の議事並びに活動に関する重要事項を記録し保管する。

## 第6章 会計事務

第12条 本会に会計をおく。

1. 会計の選任については、神森小学校P T A事務委託要項による
2. 会計は本会の備品の管理並びに総会及び運営委員会が決定した予算に基づいて、本会の会計事務を処理し、総会において会計検査員の監査を得た決算を報告する。

## 第7章 会計監査員

第13条 本会の経理を監査するために、3名（P—2名、T—1名）の会計監査員を置く。

第14条 会計監査員は運営委員会において選出し総会の承認を得る。

第15条 会計監査員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第16条 会計監査員は、本会の経理を監査し、総会において決算についての監査報告をしなければならない。ただし、必要に応じて隨時監査を行うことができる

## 第8章 機関

第17条 本会は第3条の目的を達成するために、次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会

## 第9章 総会

第18条 総会は全会員で構成し、本会の最高議決機関である。ただし、緊急時またはその他の事由によっては、運営委員会をもって総会にかえることができる。

第19条 定時総会は年1回とし、1学期以内に開催する。ただし、運営委員会が必要と認めたときは臨時に開くことができる。

第20条 総会は会長が招集する。総会の議長はそのつど選出し、議事の運営にあたる

第21条 総会は次のことを決議する。

1. 会則および細則の改廃
2. 予算、決算の承認
3. 事業計画の承認
4. 会計報告の承認
5. 会長、及び会計監査員の承認
6. その他この会の目的に必要な事項

## 第10章 運営委員会

第22条 運営委員会は役員で構成する。

第23条 運営委員会は次の事項を行う

1. 総会へ提出する議案の審議
2. 総会から委任された事項
3. 会則、細則、改廃案の審議
4. 決算、予算案の審議
5. 活動計画案の審議
6. 会長、会計監査員の選出

7. 副会長、書記、会計の承認
8. 緊急事項の処理
9. 各部に関する会活動の企画と運営
10. その他必要事項

第24条 運営委員会は、会長が招集する

### 第11章 専門部

第25条 本会の活動に必要な事項について調査、研修、立案するために次のような専門部を設け、活動の推進にあたる

第26条 1. 各専門部は副会長が運営する。

2. 各専門部に担当者（T）を置き、副会長をサポートする。

3. 専門部会は、環境整備部を1学年、生活指導部を2学年、教養部を3学年、総務部を4学年、保健体育部を5学年、広報部を6学年で組織する。

第27条 各専門部の活動内容は次の通りとする

1. 総務部

- (1) 年間全体活動計画の立案
- (2) 庶務、会計、経理に関すること
- (3) 児童の福祉向上に関すること
- (4) 総会の議事及び日程の立案
- (5) 予算案の作成
- (6) その他各部に属さない事項

2. 環境整備部

- (1) 学校諸施設に改善、充実促進及び美化に関すること
- (2) 地域社会における教育環境の整備促進に関すること
- (3) その他環境整備に関すること

3. 教養部

- (1) 会員研修に関すること
- (2) 市教育委員会より委嘱された教育学級に関すること
- (3) 学校図書及びP T A図書充実に関すること

4. 生活指導部

- (1) 児童の健全育成に関すること
- (2) 地域（自治会）行事への協力活動
- (3) 教育環境に净化に関すること
- (4) 児童の郊外生活指導に関すること
- (5) 児童の交通安全に関すること

5. 広報部

会員に対し情報の伝達、意見の交換をするために広報活動に関すること

6. 保健体育部

- (1) スポーツ、レクレーション活動をとおして、会員相互の親睦に関すること
- (2) 児童及び会員の体力に関すること
- (3) 学校体育行事への協力

### 第12章 連絡係

第28条 各学年、各学級から連絡係を複数名決定し、連絡網を作成する。役員と連携してイベントの企画、運営及び保護者・児童の出欠確認等のサポートを行う。

### 第13章 弔事に関する事項

第29条 会員の弔事に関する取り扱い及び支出を次のとおりとする。

1. 本校PTA会員及びその配偶者の死亡、本校児童の死亡の場合は、香典料を支出することができる。
2. 香典料は、3,000円とする。

#### 第14章 会計及び諸帳簿

- 第30条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる
- 第31条 本会の会費は一世帯月額は550円とし、毎月10日までに納入する。但し会費納入の困難な者については、会費を免除することができる。
- 第32条 本会の支払いは、総会において決議された予算に基づいて行われる
- 第33条 本会の収支決算は、会計監査員の監査を経て、総会において報告し、承認を得る
- 第34条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる
- 第35条 本会に次の諸帳簿を備える
1. 会則、会議録、活動記録簿、予算及び決算書
  2. 会計簿、備品台帳、寄付金台帳
  3. 公文書綴
  4. その他必要な帳簿

#### 第15章 附則

- 第36条 本会は目的達成のために必要な規程は細則で定める。
- 第37条 本会の会則は、昭和58年4月1日改正、昭和58年4月1日から施行する。
- ・平成4年8月26日改正、平成4年8月26日から施行する。
  - ・平成8年4月1日改正、平成8年4月1日から施行する。
  - ・平成11年5月21日一部改正、平成11年5月21日から施行する。
  - ・平成13年3月4日一部改正、平成13年3月4日から施行する。
  - ・平成15年2月27日一部改正、平成15年2月27日から施行する。
  - ・平成17年5月25日一部改正、平成17年5月25日から施行する。
  - ・平成19年5月23日一部改正、平成19年5月23日から施行する。
  - ・平成20年5月22日一部改正、平成20年5月22日から施行する。
  - ・平成22年5月26日一部改正、平成22年5月26日から施行する。
  - ・平成23年3月18日一部改正、平成23年3月18日から施行する。
  - ・平成25年5月26日一部改正、平成25年5月26日から施行する。
  - ・平成26年5月28日一部改正、平成26年5月28日から施行する。
  - ・令和2年6月1日一部改正、令和2年6月1日から施行する。
  - ・令和6年5月19日一部改正、令和6年5月19日から施行する。

## 神森小学校 P T A 細則

### 表彰（感謝）に関する規程

- 第 1 条 この規程は、本校 P T A の発展、本校教育活動の進展に貢献した個人又は団体に対して表彰（感謝）を行うことを目的とする
- 第 2 条 次のいずれかの事項について、活動が顕著なる個人又は団体に対して表彰（感謝）を行う
1. P T A の運営（通算 2 年以上）（P T A 会則第 5 章役員第 7 条に定める役員）
  2. 各委員会活動及び専門部活動（学年委員長、専門部長を通算 2 年以上）
  3. 社会教育活動及び地域教育活動
  4. その他
- 第 3 条 表彰（感謝）は、会長及び学校長の連盟で表彰（感謝）状を授与し、その功績をたたえる
- 第 4 条 表彰は、原則として定期総会において行う。但し、特別必要がある時は、臨時表彰することができる
- 第 5 条 第 2 条の第 3 項、第 4 項の被表彰者については、広く呼びかけをし、推薦を受け付ける。
- 第 6 条 表彰者の決定は、第 5 条で推薦を受けた者を運営委員会で審議し、承認を得る。

#### 役員報酬及び通信費の支給に関する規程

- 第 1 条 会則第 5 章に規定する会長、副会長（P）は年間通信費として報酬を支給する
- |        |              |     |
|--------|--------------|-----|
| 会長     | 30,000 円（年間） | 1 人 |
| 副会長（P） | 15,000 円（年間） | 複数人 |

#### 周年事業積立金に関する規程

- 第 1 条 本規定は P T A 会則第 44 条に基づいて制定する。  
(目的)
- 第 2 条 本規定は P T A 会則第 3 条の目的を達成するために、本校の 10 周年単位の記念事業実施のために基金を積み立てることを目的とする。  
(積立金)
- 第 3 条 前条の目的を達成するために会員一世帯あたり月額 100 円を拠出し積み立てる。  
(用途)
- 第 4 条 本規定に基づく積立金は、神森小学校創立 10 周年単位記念事業基金とする。  
(執行)
- 第 5 条 本規定に基づく積立金は、運営委員会で議決して執行する。  
2. 本規定に基づく積立金は、周年事業実行委員会設立後は「周年事業実行委員会」で議決し執行する。  
(予算)

- 第 6 条 前回周年事業実施年度から、当該周年事業実施年度の前年度末までの積立金を当該周年事業の費用に充てる。  
(改正及び廃止)
- 第 7 条 本規定の改正及び廃止については、評議委員会で審議し総会の承認を得なければならない。

#### 激励金に関する規定

- 第 1 条 この規程は、神森小学校の児童が学校活動、地域活動等で県代表等として県外派遣が伴うものについて、激励金として、運営費（渉外費）より支給する。
- 第 2 条 激励金の支給基準について  
激励金は一人当たり一律 2,000 円とし、対象者は県外大会へ出場する者。  
但し、大会に出場者として正式に登録されている者に限る。
- 第 3 条 P T A 会費未納者は対象外とする。

### 交通費に関する規定

第 1条 (交通費) 会長の命を受け、会の代表として出席する諸会議・大会が開催される場合、燃料代として交通費を支給することができる。  
浦添市内（校区外） 500円 市外 2000円

### 附則

この規程は、昭和58年4月1日から実施する。  
この規程は、平成15年2月27日に一部改正する。  
この規程は、平成18年5月24日から施行する。  
この規程は、平成19年5月23日から施行する。  
この規程は、平成22年5月26日から施行する。  
この規定は、平成25年4月1日から施行する。  
この規定は、平成29年5月28日から施行する。  
この規定は、平成30年5月20日から施行する。  
この規定は、令和元年5月19日から施行する。  
この規定は、令和2年6月1日から施行する。  
この規定は、令和6年5月19日から施行する。

## 神森小学校 P T A 事務委託要項

- 第 1 条 本要項は、神森小学校 P T A 会計の選任及び任務等について定め、円滑な会運営に資することを目的とする
- 第 2 条 1. 会計は、本校 P T A 会員及び P T A 会員経験者の中から会長が運営委員会に諮り決定し、事務委託を行うものとする  
2. 委託期間は一年間とし、再任を妨げない  
3. 会計として決定された者は、事務委託契約の締結を行うものとする
- 第 3 条 会長が委託する事務の種類は次の通りとする  
1. P T A 予算に関する事務  
2. P T A 会費の出納事務  
3. P T A 総会、役員会、運営委員会、保護者への連絡事務、浦添市・沖縄県 P T A 連合会連絡事務等、その他 P T A 関係行儀に関する事務  
4. その他の会長の指示による業務
- 第 4 条 契約の解除  
1. 会計が一身上の都合により退職を申し出る場合は、少なくとも 30 日前に P T A 会長に申し出なければならない。  
2. 任期途中の退職の場合は、後任者の委託期間は前任者の残任期間とする  
3. 書記会計に対して不適格と認めた場合は、運営委員会の承認を得て会長は契約を解除できる。
- 第 5 条 会計委託料（給与）は、次の通りとする  
1. 会計の職に就いた日から、その職を離れた日まで支給する  
2. 月額 93,000 円とし、当月分を翌月の 1 日に支給する  
支給日が銀行休みの場合は、その前日に支給する
- 第 6 条 勤務日及び勤務時間  
1. 勤務日は児童の学校出校日とする。学校の運営上、P T A 会長から勤務が必要と要請があるときは平常勤務とする。  
2. 勤務時間は 8 時 15 分～3 時までとする。但し昼食時間は学校職員に準じる  
但し、長期休業期間中は所在を明確にし、業務の支障のないようにする  
3. 休日に学校行事等で勤務するときは代休を取ることが出来る  
4. 夏休み、冬休み、春休み期間中は週 2 回の通常勤務を行う
- 第 7 条 会計が故意、又は過失によって金銭等に損害を与えた場合に、その補償しなければならない。但し、不可抗力による場合は、運営委員会の承認を得て免除することができる
- 第 8 条 付則  
この事務委託要項は、平成 13 年 4 月 1 日より施行する  
この事務委託要項は、平成 14 年 4 月 1 日より施行する  
この事務委託要項は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する  
この事務委託要項は、平成 19 年 5 月 23 日より施行する  
この事務委託要項は、平成 22 年 5 月 26 日より施行する  
この事務委託要項は、令和 2 年 6 月 1 日より施行する  
この事務委託要項は、令和 6 年 5 月 19 日より施行する

## 安全会員制度について

沖縄県PTA連合会が実施している共済事業です。／「沖縄県PTA連合会 定款 第2章第4条1項6号」

平成3年6月より開始し、平成25年4月より沖縄県教育委員会の認可を受け、「PTA・青少年教育団体共済法」に基づいて、事業を行っています。

PTA活動中に、予測不可・未然に防ぐことのできない災害に対して、会員が相互共済し、安心して活動できる体制を作っていくことを目的としています。

**150円**（内訳：142円 共済掛金、8円 賠償責任保険料）

共済掛金：ケガ等の補償

賠償責任保険料：対人・対物の物損等の補償（※保険会社へ委託）

P会員	一世帯あたり
T会員	一人あたり
準会員	一世帯あたり

○ 沖縄県PTA連合会に加入している各単位PTAの会員（保護者、教職員）、および会員のお子様（児童生徒・園児<sup>\*</sup>）

○ 会員の家族・親族（会員の代理でPTA活動に参加した場合にのみ対象）

○ 準会員（単PTA会長が認めた保護者以外の地域の支援者：立哨、読み聞かせ、美化ボランティア等）

○ 沖縄県PTA連合会 安全会に加入しているこども園の単位PTAや保護者会等の会員（保護者、教職員）、および園児<sup>\*</sup>

注：こども園は沖縄県PTA連合会の加入対象ではありませんが、平成30年に特例として安全会加入が認められました。

※園児は3歳以上

単位PTA主催・共催	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 総会・役員会・専門委員会等</li> <li>➢ PTAが企画し、会長の承認を得て実施した校内美化作業、スポーツ大会等</li> <li>➢ 単位PTAを代表して参加する各種会合及び行事への参加</li> </ul>
学校行事及び学校支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 授業参観、運動会、学習発表会、体育祭文化祭等 ※児童生徒は日本スポーツ振興センター制度適用のため、対象外</li> <li>➢ PTAによる学校内外における総合的学習等、及び学校内での部活動への支援活動</li> </ul>
地区PT連・市町村PT連	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 総会・役員会・理事会・専門委員会等の諸会合</li> <li>➢ 各種研修会・スポーツ大会への参加</li> <li>➢ 各PT連を代表して参加する各種会合等への参加</li> </ul>
県PT連関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 総会・役員会・理事会・専門委員会等の諸会合</li> <li>➢ 各種研修会（日PT、九PT等含む）</li> <li>➢ 県PT連を代表して参加する各種会合等</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ PTA会長が認めた行事等（ラジオ体操、ハーリー大会等）</li> </ul>

上記活動に参加する際の正規往復途上も含む（車両事故等は対象外。※「対象外となる事案」参照）

次のような場合は給付が受けられません。

- PTA関連行事と認められないもの
- 地震、風水害などの天災、人災
- 被共済者の故意または重大な過失による事故（自殺行為・酒酔い・けんか・薬物使用などによる場合）
- 警察による事故処理が必要な事案（車両事故含む）
- 公共交通機関に搭乗中の事故・災害
- 独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害救済給付制度」の対象となる事故
- 国外における災害

死亡共済金	400万円		
入院共済金	入院 1日につき (180日限度)	5,000円	
通院共済金	通院 1日につき (90日限度)	3,000円	
固定具装着	固定具装着 1日につき 着脱可	500円	※但し、固定具使用期間が入院・通院 と重なる日数を除く
後遺障害	400万円 (限度額)		
眼鏡破損	・新規購入代の半額 ・修理代	(上限20,000円) (上限20,000円)	
※入院+通院+固定具装着の実日数合計180日を限度とします。			

P T A活動の遂行に起因して生じた偶然の事故により、第三者の身体に損害を与え、または第三者の財産を破壊したことにより、管理者として法律上の損害賠償責任を負うことによる損害に対して補償します。

対人賠償	1名につき 上限 5,000万円 1事故につき 上限 2億円
対物賠償	1事故につき 上限 500万円
保管物に関わる賠償責任 対物賠償	1事故につき 上限 10万円 (免責 5,000円)
備 考	食中毒は該当しない

当年 3月31日まで

4月1日以降も加入することはできますが、3月31日までの申込、および6月末日までの掛金納入がない場合、4月1日に遡って適用することができません。  
※詳細は、「安全会共済加入の手続き方法」をご参照ください。

当年 6月末日まで

当年 4月1日～翌年3月31日

※途中加入の場合は加入日の翌日から当該年度末まで

同封の様式1～3に必要事項等を記入し下記事務局へ提出してください。沖縄県P T A連合会HPの「[資料請求用紙](#)」ページより、書式のダウンロード(Word、Excel)も可能です。書類作成の際は、必ず「安全会共済加入の手続き方法」をご確認ください。

一般社団法人沖縄県P T A連合会 安全委員会事務局 (900-0002 那覇市曙2-26-27)

Mail: TEL: 098-867-8645 (直通) FAX: 098-867-0309

P T A活動中、事故が発生した場合は、**事故発生から30日以内**に「災害報告書」等の提出手続きを行ってください。  
災害報告書受理後、通知書を送付いたします。提出書類等の書式は、沖縄県P T A連合会HPの「[資料請求用紙](#)」よりご確認・ダウンロードをお願いいたします。

★P T A活動中のケガ・事故等は速やかに単P事務局に報告いただくよう、公文書等への記載をお願いいたします。